

○滋賀県公有財産審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）および滋賀県公有財産審議会規則（平成25年滋賀県規則第53号）に基づき、滋賀県公有財産審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、その開催日の4日前までに開催の日時、場所および付議事項を各委員に通知するものとする。

(会議録)

第3条 会長は、幹事に審議会の会議録を作成させるものとする。

(答申書)

第4条 会長は、審議会の決議があったときは、遅滞なく答申書を作成するものとする。

(実地調査)

第5条 審議会は、議案を調査審議する場合において必要があるときは、現地調査を行うものとする。

(委員以外の出席)

第6条 会長が必要と認めるときは、委員および幹事以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続きは、別に定めるものとする。

(雑則)

第8条 滋賀県附属機関設置条例、滋賀県公有財産審議会規則およびこの要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和50年11月29日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月6日から施行する。